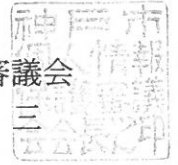


答 申 第 6 6 8 号
平成 30 年 3 月 29 日



神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号及び第 3 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 26 日付け神保高介第 5612 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

国保データベース（KDB）システムの利用に伴う後期高齢者医療情報の収集について
（条例第 7 条「収集の制限」に関して）

- 1 兵庫県後期高齢者医療広域連合から、従前、神戸市国民健康保険被保険者であった者の後期高齢者医療に係る個人情報を取得して、特定健診・特定保健指導、医療及び介護保険等のデータ分析を行い、地域の健康課題や個人単位での総合的な健康状態を把握することは、効果的な保健事業及び介護予防事業の実施に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

国保データベース（KDB）システムの利用に伴う後期高齢者医療情報の収集について
（条例第7条「収集の制限」に関して）

◎は条例第7条第3項に該当するもの

【後期高齢者医療情報】

後期高齢者医療保険被保険者のうち後期高齢者医療保険加入前に神戸市国民健康保険被保険者であった者についての下記の情報

①被保険者に関する情報

・資格情報（被保険者証番号、氏名、生年月日、住所）

②診療報酬明細書に関する情報

（糖尿病・脳卒中・虚血性心疾患・高血圧症・脂質異常症・慢性腎臓病にかかるとの）

・診療年月

◎傷病名

◎診療内容（診療行為・医薬品等）

答申第669号
平成30年3月29日



神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、平成30年3月22日付け神保高国第4961号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

国保データベース（KDB）システムの利用に伴う後期高齢者医療情報の収集について
（条例第7条「収集の制限」に関して）

- 1 兵庫県後期高齢者医療広域連合から、従前、神戸市国民健康保険被保険者であった者の後期高齢者医療に係る個人情報を取得して、特定健診・特定保健指導、医療及び介護保険等のデータ分析を行い、地域の健康課題や個人単位での総合的な健康状態を把握することは、効果的な保健事業及び介護予防事業の実施に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

国保データベース（KDB）システムの利用に伴う後期高齢者医療情報の収集について
（条例第7条「収集の制限」に関して）

◎は条例第7条第3項に該当するもの

【後期高齢者医療情報】

後期高齢者医療保険被保険者のうち後期高齢者医療保険加入前に神戸市国民健康保険被保険者であった者についての下記の情報

① 被保険者に関する情報

- ・ 資格情報（被保険者証番号、氏名、生年月日、住所）
- ・ 加入期間情報（資格取得日）

② 診療報酬明細書に関する情報

- ・ 診療年月

◎ 傷病名

◎ 診療内容（診療行為・医薬品等）

- ・ 診療実日数
- ・ 入院年月日
- ・ 請求点数
- ・ 決定点数
- ・ 食事療養又は生活療養の回数及び決定基準額（入院の場合）
- ・ 医療機関等情報



答 申 第 6 7 0 号

平成 30 年 3 月 29 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成30年3月26日付け神保高介第5612号-2により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

国保データベース（KDB）システムの利用に係る介護保険情報の提供について
（条例第9条「利用及び提供の制限」に関して）

- 1 兵庫県後期高齢者医療広域連合と連携して、効果的な保健事業及び介護予防事業を実施するため、従前、神戸市国民健康保険被保険者であった者の介護保険に係る個人情報を、保健福祉局高齢福祉部介護保険課から兵庫県後期高齢者医療広域連合へ提供することは、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

国保データベース（KDB）システムの利用に係る介護保険情報の提供について
（条例第9条「利用及び提供の制限」に関して）

後期高齢者医療保険被保険者のうち後期高齢者医療保険加入前に神戸市国民健康保険被保険者であった者についての下記の情報（直近のデータ突合時から過去5年間分）

【介護保険情報】

①被保険者に関する情報

- ・資格情報（被保険者番号、氏名、生年月日、性別）
- ・認定情報（認定の有無・認定有効期間開始年月日・要介護（要支援）状態区分）

②介護給付費明細書に関する情報

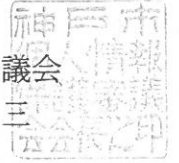
- ・給付計画単位数（居宅）
- ・利用サービス内容（居宅・介護予防・施設）



答 申 第 6 7 1 号
平成 30 年 3 月 29 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 30 年 3 月 22 日付け
神保高国第 4961-2 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

国保データベース（KDB）システムの利用に係る国民健康保険医療情報、
特定健診・特定保健指導情報の提供について
（条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して）

- 1 兵庫県後期高齢者医療広域連合と連携して、効果的な保健事業及び介護予防事業を実施するため、従前、神戸市国民健康保険被保険者であった者の医療、特定健診・特定保健指導に係る個人情報を、保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課から兵庫県後期高齢者医療広域連合へ提供することは、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

国保データベース（KDB）システムの利用に係る国民健康保険医療情報、
特定健診・特定保健指導情報の提供について
（条例第9条「利用及び提供の制限」に関して）

後期高齢者医療保険被保険者のうち後期高齢者医療保険加入前に神戸市国民健康保険被
保険者であった者についての下記の情報（直近のデータ突合時から過去5年間分）

【国民健康保険医療情報】

①被保険者に関する情報

- ・資格情報（被保険者証番号、氏名、生年月日、住所）
- ・加入期間情報（資格取得日、資格喪失日）

②診療報酬明細書に関する情報

- ・診療年月
- ・傷病名
- ・診療内容（診療行為・医薬品等）
- ・診療実日数
- ・入院年月日
- ・請求点数
- ・決定点数
- ・食事療養又は生活療養の回数及び決定基準額（入院の場合）
- ・医療機関等情報

③特定健診、特定保健指導に関する情報

- ・特定健診の受診日・結果
- ・特定保健指導の実施の有無